

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条

この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を経なければ、これを変更することができない。

(解散)

第 45 条

本会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 46 条

解散に伴う残余財産の処分方法は、社員総会の決議を経て、これを定める。

第 9 章 補則

(施行規則等)

第 47 条

この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 48 条

本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、次の通りとする。

(会員配布用定款においては氏名のみを記載します)

1. 鈴木 美恵子
2. 岡田 幸男
3. 紀 隆 晋
4. 先小山 剛
5. 中間 泰祥
6. 松山 敦洋
7. 道元 則幸

第 49 条

本会の設立初年度の事業年度は、第 41 条の規定に関わらず、本会の設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。